

デジタルニッポン2025

データ戦略

2025年5月15日

自由民主党 政務調査会

デジタル社会推進本部

デジタルニッポン2025 データ戦略 目次

第1章 データ連携社会に向けて

第2章 産業横断的な課題と政策

- 2.1 目的に応じたデータ連携システムの構築
- 2.2 トラストの確保
- 2.3 データ利活用に向けたデジタル庁の司令塔機能の強化と関連機関・省庁の体制整備
- 2.4 データ利活用に向けた個人情報保護制度のアップデートと特別の規律の設定等
- 2.5 データ利活用における経済安全保障の視点

第3章 具体的な産業分野ごとの課題と求められる施策

- 3.1 産業分野全体にわたる課題と施策
- 3.2 金融
- 3.3 医療
- 3.4 教育
- 3.5 農業
- 3.6 建設
- 3.7 小括

第4章 データ連携を促進するための包括的な法制度の必要性

- 4.1 考え方
- 4.2 内容となり得る要素
- 4.3 検討の方向性

別紙

- 開催実績

第1章 データ連携社会に向けて

デジタル技術の急速な発展に伴い、情報がデータとして大量かつ多様に生成される時代を迎えている。このデータを柔軟かつ効率的に共有・利活用することで、従来の社会的コストを大幅に低減するとともに、新たな経済的・社会的価値の創出を新たな国の成長力へと繋げ、国の発展へと繋げることが求められている。

世界各国では、公共サービスの向上、経済の活性化、国民生活の利便性向上を目指して、データ利活用の推進に向けた政策が積極的に展開されている。例えば、欧州では個人情報保護法制である一般データ保護規則（GDPR）を基盤に、個人の権利保護とデータ利活用のバランスを図るため、公共部門が保有するデータの二次利用を促進するだけでなく、民間企業間でのデータ共有の促進に繋がるデータガバナンス法（Data Governance Act）やデータ法（Data Act）などの法整備を進めている。イギリスでは、公共サービスの効率化や新たなビジネス創出を目的として、行政データの相互連携を推進するとともに、2024年10月にデータ（利用とアクセス）法案（Data（Use and Access）Bill）を議会に提出し、行政データに限らないデータの安全かつ効果的な活用を促進するための法的枠組みの整備を進めている。

米国においては、EUや英国のように統一的なデータスペースを軸にした制度設計を目指すのではなく、GAFA（Google、Apple、Facebook（Meta）、Amazon）やMicrosoftなどの大手プラットフォーマーを中心として、企業主導で膨大な量のユーザーデータを収集・蓄積し、それらを基盤にしてAI開発や新規ビジネス展開を加速させている。また、監督当局である連邦取引委員会（FTC）は、個人データの過度な集中や独占に伴う競争阻害、消費者への不利益、プライバシー侵害の懸念に対し、問題が生じた場合に個別の案件ごとに規制措置を講じるという、市場原理を重視したリアクティブなアプローチを取っている。

このように、欧米においては、分野ごとに目的や特性を踏まえた柔軟なデータ連携が進められているのに対し、日本では未だデータ利活用が限定的な状況にあり、大きく後れを取っている。この現状を打破し、目指すべきデータ連携社会を実現す

るためには、データをどのように収集・処理し、どのような仕組みで共有・連携するかについて、またその際に必要なガバナンスの在り方について早急に明確な指針と具体的な仕組み作りが求められる。

具体的には、各分野の特性と目的に応じた柔軟で効率的なトラストの確保されたデータ連携システムを構築するとともに、プライバシーや知財、そして経済安保などにも配慮するガバナンスを確保する制度設計が必要である。その際、AI産業においては、質の高い学習データをどれだけ効率よく収集・活用できるかが競争力強化の鍵を握るため、AIを利用したデータ利活用も射程に置いて制度設計を考える必要がある。こうした観点から、日本が国際的な競争力を持つためには、質の高いデータを確保するための基盤整備や制度的な枠組みの整備が急務となっている。

さらに、データ利活用を社会的に推進していく上では、利用者である国民一人ひとりが安心してデータを提供・活用できる環境を整えることが不可欠である。個人の意思を尊重した透明性の高いデータ管理や利用ルールの明確化、データを適切に扱うための第三者機関による認証制度の整備、最先端のデータ保護技術の活用など、信頼性を高める具体的措置を講じることが求められる。併せて、データ利活用に対する国民の信頼を得る上で基盤的な位置づけとなる個人情報保護法についても必要なアップデートを都度行う必要がある。

我が国は現在、デジタル分野での国際競争力低下に伴う「デジタル赤字」の拡大に直面している。近年、日本のデジタル関連のサービス貿易収支は恒常的な赤字基調にあり、その赤字額は拡大傾向を示している。こうしたデジタルサービス分野の赤字拡大は、インバウンドをはじめとした他分野での外貨獲得の取り組みの成果を相殺しかねず、我が国経済にとって極めて重大な問題となっている。

特にクラウドサービスやソフトウェア提供、動画配信、広告サービスなどデジタル関連分野においては、海外企業に対する依存が高まる一方であり、この構造的な赤字を改善するためには、デジタル技術やデータを積極的に活用した新たな付加価値の創出が不可欠となる。今後、日本経済が持続的な成長を果たし、国際競争力を維持・向上させるためには、インバウンド依存だけでなく、デジタル分野を中心と

した外貨獲得力の強化が求められる。

したがって、我々は今後の10年を見据え、このデジタル分野の構造的課題を克服するための抜本的な対応策が必要であるとの強い危機感を共有している。我が国が手をこまねいているうちに、世界は刻一刻と未来へと歩を進めている。2030年を一つの時間軸として定め、中長期的視野の下で、必要な政策措置を総動員しなければ、日本が真にデジタル先進国としての地位を確固たるものとすることはできない。この喫緊かつ本質的な課題の解決に向けて中核的な役割を果たすのが、本「データ戦略」である。その成否こそが、我が国の将来を左右するとの認識に立ち、本提言を取りまとめるものである。

第2章 産業横断的な課題と政策

2.1 目的に応じたデータ連携システムの構築

データが価値創出の源泉となる現代において、社会課題の解決や新たなビジネスの創出に資する柔軟かつ効率的なデータ連携システムの構築は、あらゆる産業や公共サービスにとって不可欠である。とりわけ、現場のニーズに根ざした「実需」ベースでの取り組みが重要であり、実際のユースケースに応じて迅速かつ柔軟にデータを連携・活用できる仕組みの整備が求められる。

こうしたデータ連携システムは、個別のニーズに応じた最適な対応（個別最適）と、制度全体としての一貫性や持続性（全体最適）を両立させる設計が求められる。そのためには、技術・制度・運用の観点から、次の四つの柱に基づいた包括的な仕組みづくりを段階的に、一方で迅速に進めていく必要がある。

第一に、共通基盤・デジタル公共インフラの整備を進める必要がある。分野横断で活用可能な共通のデータ連携基盤や API 設計標準、認証・セキュリティ基準などを、国の役割を明確化した上で整備することで、各組織が個別に基盤整備を行う際のコストや負担を大幅に軽減できる。例えば、一般社団法人データ社会推進協議会（DSA）が中心となって構築したデータスペースの基盤となる「DATA-EX」や、現在経済産業省が中心となって検討を進めている、企業・業界を横断したデータ連携を可能とする「ウラノス・エコシステム」も、こうした共通基盤の実現に向けた具体的な姿の一つとして位置づけられる。

第二に、分野別のルール整備と共通機能化を推進する必要がある。医療、金融、教育、農業、建設など各分野で進められている取組の進捗やニーズを踏まえ、個々の分野ごとに活用されるデータ連携基盤の在り方、共有が求められるデータの範囲、連携の方法、ガバナンスの在り方などを明確化し、可能な限り再利用可能な構成単位（モジュール）として整理することが重要である。これにより、システムのベンダーロックイン（囲い込み）を回避しつつ、迅速かつ低コストでの導入・拡張が可能となる柔軟な仕組みを構築できる。

第三に、これらのデータ連携基盤等の構築に当たっては、信頼性の確保とデータ提供を促すインセンティブ設計の両立が不可欠である。データの円滑な提供と利活用には、提供者・仲介者・利用者すべての立場における信頼の確保が前提となる。そのため、信頼性の高いデータ連携プラットフォームの認証制度やガバナンス基準の整備を進めることが求められる。一方で、データ提供を促す仕組みとして、公共性の高い分野では一定のデータ提供を制度的に義務付けることも検討されるべきである。また、その他の分野においては、公共調達、補助金、税制等における要件などを通じた持続可能なインセンティブ構造の構築が求められる。

このようなデータ提供を促すインセンティブの設計に当たっては、日本の状況を踏まえながら、海外法制も適宜参照することが有益となり得る。たとえば、欧州では、データ法において IoT データの適正な対価での共有促進、大企業と中小企業との間のデータ契約の適切性の確保、クラウドサービス間の円滑な乗り換え（ロックインの排除）の確保などを制度化している。また、データガバナンス法では、データ仲介事業についても規律されている¹。

第四に、このようなデータ連携基盤の構築に当たっては、国際的なデータ連携を促進する観点から、他の国や地域のデータ連携基盤との接続性または相互運用性についても検討する必要がある。そのために、他国および国際機関におけるデータ連携基盤に関する政策、法律、技術等に関する状況のタイムリーかつ正確な把握に努め、必要に応じて接続性または相互運用性を確保するための二国間または多国間の交渉を行うべきである。これまで日本は、信頼性が確保された自由なデータ流通の促進を通じたグローバルなデジタル経済の発展に向けて、DFFT (Data Free Flow with Trust) を提唱し、データ流通に関する国際場裡における議論を主導してきたが、国際的な機運を注視しながら、データ連携基盤等に関する国際ルール作りにも積極的に関与することが求められる。その際には、ASEAN 等におけるデータ連携のユースケースを作りながら、日 ASEAN、日 EU 等の様々な枠組みを活用し、連動させることが重要である。

たとえば、データ連携を推進するための国際ルール作りにおいては、国際標準化活動を積極的に展開することが重要である。近年、国際標準化の分野における欧米中の

¹ 我が国では情報銀行等の形で民間主導により部分的に導入されている。

活動はさらに活発化しており、国際標準を市場創出のツールと捉えて産業競争力の強化につなげている。データ連携分野においては、すでに、欧州を中心とした産業界のデータスペース関係団体と我が国との間で、国際標準化に関する協調が進められている。そこで、これらの活動をもとに、ISO/IEC はもとより、IEEE、IETF、W3C などの国際標準化団体におけるリーディングポジションを確保する官民の活動を重点的に支援し、我が国としてデータ連携に関する国際標準作りに積極的に関与することによって、データに関する産業競争力強化を図るべきである。

また、ネットワークに AI が実装され、ネットワークを介して AI 間の相互連携が今後進むことが想定される中、AI そのものがデータ流通を促進するきわめて有効な手段となる。そこで、AI に関連する学習データや生成物の管理の在り方等に関する国際的なルール作りがどのように進んでいくかについても、政府は注視するとともに、戦略的に対応していくべきである。

これら四つの柱をパッケージとして体系的に整理し、ユースケースごとに段階的かつ計画的に実装していくことが、産業横断的なデータ活用社会の実現に向けて不可欠であり、以下を提言する。

- ・政府は、分野横断で活用可能な共通のデータ連携基盤、API 標準、認証・セキュリティ基準等について、デジタル庁が中心となり、適切な関与の下で整備を進めること。
- ・政府は、個々の分野毎のデータ連携基盤について、共有が求められるデータの範囲、データ連携の方法、ガバナンスの在り方などを明確化し、可能な限り再利用可能な構成単位（モジュール）として整理する。
- ・データ連携基盤について検討する際には、特定ベンダーによる囲い込みを防ぐ観点から、共通機能の標準化とオープンな技術仕様の導入を推進すること。
- ・政府は、信頼できるデータ連携プラットフォームを認証する制度および運用ガバナンス基準を策定すること。
- ・政府は、海外法制も適宜参照しながらデータ提供を促進する仕組みを検討すること。具体的には、公共性の高い分野において、必要なデータ提供の制度的な義務付けを検討すること。また、必要に応じ、公共調達、補助金、税制等における要件化などを通じ、持続可能なインセンティブ構造を構築すること。

- ・政府は、二国間、多国間または国際フォーラムにおけるルール形成や国際標準の動向把握に努め、自国のデータ連携基盤と他の国や地域のデータ連携基盤との接続性または相互運用性について、必要に応じて積極的にルール作りに参加すること。
- ・上記について、デジタル庁において、知見を有する専門人材を採用する等して、国際標準も含め、データ連携に係る国際的な動向を的確にキャッチし、迅速な政策対応を可能とする体制を構築すること。特に、ASEAN 等におけるデータ連携のユースケースを作りながら、日 ASEAN、日 EU 等の様々な枠組みと連携しながらルール形成や国際標準化に取り組むこと。
- ・政府は、AI に関連する学習データや生成物の管理のあり方等に関する国際的なルールづくりにおいて、注視するとともに、戦略的に対応していくこと。
- ・以上について、デジタル庁が中心的な役割を果たすこと。

2.2 トラストの確保

データの連携と利活用を安全かつ円滑に進め、産業データスペースの構築などにつなげていくためには、「トラスト」の確保が不可欠である。誰がデータを扱っているのか、扱われるデータが改ざんされていないか、そしてそのデータが信頼できる形で相手に届けられるか。また、データが他者に窃取されないことも重要であり、DFFTにおいてもこのような「データセキュリティ」が位置づけられている。このようなデータに関する基本的な信頼が前提となっており、初めてデータは社会的・経済的に活用される。現在、こうしたトラストを技術的に担保する手段としては、電子身元認証、電子署名、電子署名・電子印 (eSeal)、タイムスタンプ、電子配達サービス (eDelivery) などが挙げられ、欧州の eIDAS 規則においても、これらは信頼の構成要素として制度的に整備されている。

我が国においても、これらの要素に対応する制度や仕組みは一定程度整備が進んでいる。個人の身元認証については、マイナンバーカードを活用した公的個人認証 (JPKI) が整備されており、また電子署名についても、2000年に制定された電子署名法に基づく認定事業者制度のもと、商取引や行政手続に活用されてきた実績がある。タイムスタンプ、電子配達サービス、eSeal (電子印) などの機能も存在している。

一方で、産業界からは、特に法人の実在性・真正性の認証の強化についての強い要請がある。この要請への対応は喫緊の課題であるところ、対応策としては、既存の G ビズ ID の認証機能を、商取引における実在性認証にも活用できるよう機能拡大すべきであると考えられる。

また、信頼性の確保にあたっては、従来の制度的・技術的手段に加え、秘密計算やマルチパーティ計算 (MPC)、ゼロ知識証明などの最新のプライバシー保護技術 (PETs: Privacy Enhancing Technologies) を適切に活用し、トラスト要素の体系的な整理に柔軟に取り入れることも重要である。これらの技術は、データを秘匿したまま処理を行うことを可能にし、機微なデータを扱う場面でもプライバシーや機密性を損なうことなく、信頼性の高いデータ利活用を実現する次世代のアプローチとして期待されている。さらに、このような PETs も含めたトラストサービスについて、民間の投資意

欲も喚起し、我が国が国際的な優位性を保持できる技術の開発・確立を強力に進めるべきである。

さらに、トラスト確保の基盤は国内におけるデータ連携のみならず、国際的なデータ連携においても求められるものである。特に欧州連合（EU）においては、eIDAS規則のもとで電子認証やトラストサービスに関する統一的な枠組みが確立されており、加盟国間での有効性が認められている。日本としても、こうした国際的動向を踏まえ、実務上の必要性が強いと判断される場合には、個々の制度ごとに、政府間協議等を通じて相互承認や互換性の確保に向けた戦略的な対応を検討していく必要がある。

そこで、以下を提言する。

- ・ 電子的身元認証、電子署名、eSeal、タイムスタンプ、eDelivery等のデータ連携で必要となるトラスト要素を体系的に整理することで、官民の役割分担を明確化し、トラストに関する様々な文脈での認識の不一致を防ぐとともに、その整備状況とギャップを明らかにすること。
- ・ ギャップ分析に基づき、技術環境やユースケースの多様化を踏まえて、既存のトラストサービスについて制度・運用・技術の観点から不断に見直すこと。
- ・ 整備が不十分なトラスト機能については、個々のトラスト機能ごとに最適な形での制度的技術的な整備を進める。特に、法人の実在性認証については、GビズIDの認証機能が活用可能となるよう、予算的措置も含めて制度整備を進めること。
- ・ デジタルアイデンティティウォレット（DIW）やヴェリファイアブルクレデンシヤル（VC）等の新たなトラスト機能についても、重要なものが生み出される都度、トラスト要素の体系的な整理に柔軟に取り入れること。
- ・ 機微な情報を含むデータ利活用において、秘密計算、MPC、ゼロ知識証明などの先端的なプライバシー保護技術（PETs）の活用の在り方を検討するとともに、トラスト要素の体系的な整理に柔軟に取り入れること。
- ・ PETsについて、我が国において技術的優位性を得られる技術の開発も進めること。
- ・ 国際的なデータ連携において必要となるトラストサービスについては、相互運用性を確保するため、必要な技術基準・認証枠組みを整備し、日EU、日ASEAN等の様々な政府間協議等を通じて相互承認の枠組み等も検討すること（個別のトラ

ストサービスに関して新たな法制度が必要との認識が共有されれば、法制度の整備も選択肢となり得る)。

- ・こうした取組を通じて、トラストサービスへの民間部門の投資意欲を高め、我が国のトラストサービスや優れた技術の国際展開も視野に入れた環境整備を図ること。

2.3 データ利活用に向けたデジタル庁の司令塔機能の強化と関連機関・省庁の体制整備

データ利活用を国家的に推進していく上で、全体最適の視点に立って各種基盤や制度を調整・統合する司令塔機能が不可欠である。その中心的な役割を担うべき存在がデジタル庁であり、特にデータ連携基盤やトラストサービスといった横断的インフラの整備においては、分野や省庁の壁を越えて一元的にガバナンスを行う機能が強く求められている。

現状では、データ連携や利活用基盤に関する取り組みが各所で個別に進められており、例えばデータ連携基盤においては、相互運用性の欠如や、重複投資、連携不全といった課題が生じつつある。このような状況を打開するためには、デジタル庁が司令塔として、技術の横展開、相互接続性の確保、さらにはユースケースごとの支援・連携方針の策定を含め、全体アーキテクチャの整合性を保つ責任を担う必要がある。

また、トラストサービスについても、データ連携で必要となるトラスト要素を体系的に整理する中で、様々なトラストサービスを位置づけ、実装を促していく必要がある。

これらを推進するには、デジタル庁が全体の設計・調整を行い、IPA（情報処理推進機構）等が実務を担う体制を確立することが不可欠である。過去のデジタルニッポンにおいても、IPAを含む関係機関とデジタル庁が一体となって各種施策の推進を求めてきており、データ連携については、IPAを中核機関と位置付け、強力な推進体制を構築すべきである。

こうした司令塔機能を実効的に果たすためには、デジタル庁の体制強化が不可欠である。この体制強化は、国内のデータ政策及び国際的なデータ政策のいずれについても当てはまる。このうち、データに関する国際的なルール作りに関しては、データ利活用に関する米国・欧州・中国等世界各国の諸情勢を適切に把握しながら、迅速な政策対応を展開する体制強化が必要である。それに向けて、国際標準について高度な専門的知識・経験を有する統括的な役職（国際標準官等）を設置し、体制を整えるべき

である。

その上で、各省庁においても、データ利活用を戦略的に推進する体制整備が不可欠である。具体的には、各省庁の所管分野におけるデータ戦略を明確化した上で、統括的な責任を担う役職の設置、関連施策を横断的に統括できる部局体制の確立、そして必要な予算の安定的な確保が急務である。こうした体制のもとで、地方自治体や民間との連携を強化しながら、現場に即した施策展開を進めていくことが求められる。

さらに、特に、各省庁が個別にデータ連携基盤を整備する場合には、蓄積した知見を活かして効率的な開発を行い、また将来の拡張性（他のデータ連携基盤との相互接続性）を担保するために、原則として、各省庁はデータ連携基盤の整備に当たってデジタル庁に相談し、デジタル庁は各省庁に対して助言および協力を行うというプラクティスを確立すべきである。

そこで、以下を提言する。

- ・ デジタル庁を、データ政策における「政府内の司令塔」として明確に位置付け、そのために必要な権限を付与すること。具体的には、デジタル庁がデータ連携基盤の構築や、それを可能にする再利用可能な構成単位（モジュール）の在り方について一元的に検討や情報の蓄積を行うこと。
- ・ デジタル庁が全体の設計・調整を行い、IPA（情報処理推進機構）等が実務を担う体制を確立すること。
- ・ データに関する国際的なルール作りに関しては、データ利活用に関する世界各国の諸情勢を適切に把握しながら、迅速な政策対応を展開する体制強化が必要であり、それに向け、国際標準について高度な専門的知識・経験を有する統括的な役職（国際標準官等）を設置し、体制を整えること。
- ・ デジタル庁は、各省庁におけるデータ利活用の取組状況を把握・評価し、全体最適の観点から必要な調整・指導を行う体制を構築すること。特に、各省庁が個別にデータ連携基盤を整備する場合には、各省庁はデータ連携基盤の整備に当たってデジタル庁に相談し、デジタル庁は各省庁に対して助言および協力を行うというプラクティスを確立すること。
- ・ デジタル庁は、データ利活用に関する高度な知見と調整能力を有する人材を確保

し、育成に取り組むこと。

- ・以上の体制構築や施策の実施をデジタル庁が行うための十分な予算措置と人員配置を講じること。
- ・各省庁は、データ連携が求められる所管分野についてのデータ戦略を策定し、データ利活用を統括的に担う役職と横断的な部局体制を確立し、データ連携基盤の整備を速やかに進めること。またそのために必要な予算や人員を十分に確保すること。

2.4 データ利活用に向けた個人情報保護制度のアップデートと特別の規律の設定等

データ利活用の促進のためには、個人が安心してデータを提供できる環境が不可欠である。個人データについては、個人情報保護法が「一般法」として、データ利活用の制度的な基盤としての役割を果たしている。

医療、教育、金融等、様々な行政分野の政策において個人情報の取扱いが求められる場面が増えている。この場合、個人情報保護法の規律に沿うことが原則ではあるが、個々の政策実現や災害・パンデミック等不測の事態への対応などの必要があり、個人情報保護のためのガバナンスが政策全体として確保されるならば、特別法により個人情報保護法と異なる規律を定めることも認められる。このため、各省庁が、個人情報保護法との整合性やガバナンスを確保する手法を正しく認識して、迷うことなく大胆なデータ利活用政策の推進に取り組める環境を、新たな立法措置を含め、整備する必要がある。

個人情報保護委員会においては、こうした考え方を明確に示すとともに、政策立案段階における各省庁との連携・強化を一層図ることが求められる。すなわち、関係省庁は、政策実施に関わる個人情報の取扱いについて関係省庁等が早期に個人情報保護委員会に相談することが求められる。一方で、個人情報保護委員会は、硬直的又は保守的な法解釈についての見解の提示を行うのではなく、検討されている政策の実現の観点から、特別法の創設も含めた建設的な助言を行う必要がある。

また、我が国全体のデータ利活用の促進のためには、その基盤となる「一般法」としての個人情報保護法の規律の内容についても、時代の要請に応えたアップデートを早急に図る必要がある。個人情報保護法は、データ利活用の推進を下支えする礎となる規律であり、データ利活用全体や個別分野における制度整備と同時並行で行われる必要がある。

特に、AIの進展をはじめとして、情報技術の急速な進展や国際動向等を踏まえた個

個人情報の利活用ニーズが高まる中、個人情報保護法において求められている本人同意の範囲について見直す必要がある。例えば、個人に直接の影響がないと考えられる統計や AI のパラメータなどの作成については同意不要とすべきである。また、利活用を推進するに当たっては、適切なガバナンスの確保や最新のプライバシー保護技術 (PETs) の活用を推進し、信頼ある個人情報の取扱いにつなげる必要がある。こうした内容を盛り込んだ、全体としてバランスのとれた個人情報保護法改正法案を早期に提出する必要がある。

そこで、以下を提言する。

- ・個人情報保護委員会は、データ利活用政策を推進するに当たって、個人の権利利益の保護を確保しつつも、政策目的を実現するための企画立案・実施を推進するという観点から、各行政機関と連携・協力すること。一方で、各行政機関も、政策立案の初期段階から、個人情報の取扱いについて個人情報保護委員会に相談すること。
- ・個人情報保護法について、時代の要請に応えたアップデートを行うため、同意規制を含めた本人関与の在り方を見直し、全体としてバランスのとれた個人情報保護法改正法案を早期に提出すること。

2.5 データ利活用における経済安全保障の視点

データの利活用を本格的に推進する上では、その経済的価値や社会的インパクトに加え、安全保障・経済安全保障上のリスクへの備えも同時に講じていく必要がある。特に、医療、金融、インフラといった高い公共性と戦略的重要性を有する分野においては、国内外のどの主体が当該データにアクセスし、処理・保管するかといった管理体制の在り方が、我が国の産業競争力や国民の安心・信頼に直結する課題となる。

現行制度の下でも、例えば医療情報については、ナショナルデータベース（NDB）や次世代医療基盤法に基づく認定事業者からの情報取得について「国内取扱要件」（データの提供を受ける者に対して、データの利用場所及び保管場所を国内に限る要件）が課されている。しかし、地政学的な緊張や特定国による取得データの意図的な利用が懸念される現下の国際情勢を踏まえると、国内取扱要件だけで、プライバシー性が高く、また産業競争力に影響を与え得る医療情報が日本の安全を脅かし得る国や企業に利用されるリスクが十分に排除されているかについて、更に具体的な検討がなされるべきである。

こうした経済安全保障上の懸念に対応するためには、処理拠点の実質的な所在地やデータ取得者の資本関係（安全保障上のリスクがある国の影響を受ける資本関係となっていないか等）、再委託先の管理体制といったリスク要因を総合的に評価する制度設計が必要である。また、データの移転・共有に際しては、機微情報の性質や利用目的に応じてアクセス主体の適格性を審査する仕組みの構築も検討されるべきである。さらに、秘密計算などのデータ保護に関する最新技術の活用も検討されるべきである。あわせて、各分野の実務や技術的制約を踏まえつつも、安全保障とイノベーションの両立を図るためのルール整備を進めることが求められる。

データは経済価値を生む資源であると同時に、国家としての戦略的資産でもある。この前提に立ち、今後のデータ利活用政策においては、自由で開かれた国際的なデータ流通の理念を維持しつつも、必要な分野では戦略的管理の視点を取り入れることで、健全で持続可能なデータエコシステムの構築を目指すべきである。

以上の観点に加え、流出すれば安全保障上の懸念が生じる機微なデータの保護についても併せて検討していくべきである。

そこで、以下を提言する。

- ・プライバシー保護や産業競争力、安全保障に影響し得る重要なデータについては、安全保障・経済安全保障上の観点からもデータを取り扱う主体や管理体制を評価し、リスクベースの適格性評価や監督措置を含め、日本の安全や産業競争力を脅かし得る国や企業にかかるデータを利用されるリスクが十分に排除されるよう措置を検討すること。
- ・加えて、安全保障の観点からも、機微なデータの保護について、検討すること。

第3章 具体的な産業分野ごとの課題と求められる施策

3.1 産業分野全体にわたる課題と施策

産業分野におけるデータ利活用の推進は、日本経済の持続的成長や産業競争力の強化に直結する重要課題である。各産業が抱える多様な課題や潜在的な可能性に応じた、柔軟かつ効率的なデータ連携の推進が求められており、データに基づく意思決定や業務効率化、新たな価値創出に向けた環境整備が不可欠である。

産業分野におけるデータスペースは、欧州の環境規制への対応等を背景として、産業サプライチェーンにおけるCO₂排出量等の環境データの分野においてシステム整備の動きが始まっている。また、デジタルライフライン全国総合整備計画の下、配送・点検・測量等に利用されるドローンの運航等に係るデータの連携基盤として、デジタルライフラインの検討が進んでおり、新たな産業基盤となることが期待されている。

経済産業省においては、こうした産業分野のデータスペースの相互運用性を確保した上で拡大していくための取組として、ウラノス・エコシステムの構築を推進している。ウラノス・エコシステムにおいても、トラストの確保や国際的なデータ連携基盤との相互接続性の確保が重要な要素となっている。国内外の企業が安心して参加できる信頼性の高いデータ連携プラットフォームとしてウラノス・エコシステムの構築を進め、産業データスペースの利活用を進めることは、日本企業の競争力を強化する基盤となる。また、国際展開に向けて、EU等との連携を進めるとともに、ASEAN等の地域を巻き込んでいくことが戦略的に重要である。

また、一般社団法人データ社会推進協議会（DSA）は、産業分野のデータスペースに関して、欧州を中心に世界の20以上の団体と毎月のように連携会議に臨むなどして、「DATA-EX」の構築において中心的な役割を果たしている。このような民間の取組も政府として支援していくべきである。

こうした産業データスペース構築のためには、業界横断的な共通基盤としての役割

を持つことが不可欠である。国が関与しながら API の標準化や共通ルールの策定を進めることで、産業分野間の円滑な接続性を確保し、ベンダーロックイン防止と企業間のデータ共有促進に向けた制度的な環境整備も併せて進める必要がある。

さらに、新技術導入・普及のためには実証実験の促進も求められる。産業データスペースが現場の実需に対応した実効的な仕組みとなるよう、官民が緊密に連携し、具体的なユースケースに基づく取組を推進していくことが重要である。

そこで、以下を提言する。

- ・国際的にニーズの高い産業サプライチェーンにおける環境データ等を対象に、ウラノス・エコシステム等をベースとして、産業データスペースの構築を加速し、企業間および業界横断での円滑なデータ連携ができる環境の整備を進めること。
- ・デジタルライフライン全国総合整備計画を推進し、配送・点検・測量等に利用されるドローン航路等におけるデータ連携基盤のユースケースを全国に展開していくこと。
- ・データ連携に関するトラストを確保し、ガバナンスの整備を進めることで、国内外の企業が安心してデータスペースに参加できる環境を構築すること。
- ・産業データスペースを活用したユースケース創出のため、実証実験を官民連携で推進し、革新的技術の社会実装と産業競争力の強化を図ること。

3.2 金融

我が国の金融分野におけるデータ利活用は、Fintech の進展を背景に 2010 年代後半から本格化し、とりわけ 2017 年の改正銀行法により、銀行と外部事業者との連携を促進するオープン API 制度が導入されたことが大きな契機となった。この制度は、欧州連合（EU）の改正決済サービス指令（PSD2）に基づくオープンバンキングの潮流を踏まえたものであり、欧州においては、銀行に対して、第三者事業者との機械的接続性（API）の提供義務を課すとともに、データ提供にかかる手数料の透明性や合理性の確保を求めるなど、個人の意思によって自身の金融データを活用できる環境整備が制度的に進められている。

さらに現在では、オープンバンキングの枠を超え、銀行のみならず、クレジットカード、証券、保険などを含む広範な金融サービス全体を対象とする「オープンファイナンス」への展開が世界的に加速している。日本においても、こうした国際的動向を見据えつつ、こうした包括的な視点に立った制度設計と連携基盤の構築が求められており、自由民主党では令和 3 年度金融調査会においても金融イノベーションの加速について提言を行ってきたところである。

しかし、日本におけるオープンファイナンスの取組は、分野ごとに進展の度合いに大きな差がある。銀行分野では、2017 年の法改正を契機に API 整備が進み、参照系 API（残高・取引明細の参照）については 9 割以上の銀行が提供しているが、送金指示などを可能にする更新系 API の導入は限定的にとどまっている。

クレジットカード分野においては、利用明細の電子提供自体は広く普及しているものの、外部事業者とのデータ連携に関しては依然として課題が残されている。政府の「未来投資戦略 2017」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）においては、家計簿アプリなどのニーズの高まりを踏まえ、API 連携の促進やフォーマット統一といった環境整備が方針として掲げられた。これを受けて、同年には「クレジットカードデータ利用に係る API 連携に関する検討会 中間とりまとめ」が公表され、ガイドラインを通じた API 連携の推進と、その実効性を確保するためのフォローアップ体制の構築、さらに必要に応じた法令措置の検討の必要性が示された。その後、2019 年に電文仕様標準、利用契約の条文例等の事項についてガイドラインの改定がなされ、一部事業者におい

ては API 連携が導入されているが、それ以降は長期間実質的な進展が見られず、API 提供の拡大に向けた取組は停滞している。現状においても、Fintech 事業者の多くは依然としてスクレイピング技術に依存しており、データ取得の安定性やセキュリティ確保に課題が残る状況が続いている。ガイドラインに基づく自主的取組が十分に機能していない現状を踏まえれば、改めて努力義務等の法令を含めた対応の要否の検討を行う段階に来ているといえる。

電子マネーは交通系・流通系・QR コード決済系に分類され、前二者は主に自社内でのデータ活用にとどまり、QR コード系でも一部に API 提供が見られるにすぎず、外部とのデータ連携は限定的である。

証券分野では一部の API 提供事例はあるものの、複数口座の一括管理など、業界全体での仕組み整備には至っていない。保険分野についても、マイナポータル経由での一部連携が存在するが、保険会社による API 提供は限定的であり、業界として紙媒体による契約が依然として多く、まずはデジタル化が課題となっている。

金融分野における分野横断的なデータ連携が実現すれば、銀行、クレジットカード、電子マネー、証券、保険といった幅広い金融情報を一元的に統合・管理することが可能となり、個人にとってはいわゆる「ファイナンシャルウェルビーイング」の実現につながる。すなわち、個人は、これにより自己のデータへのアクセスおよび管理の自由を手にすることができ、金融分野におけるデータポータビリティへの配慮の下で、個人と金融機関との情報格差が是正され、個人の情報が柔軟に収集できることにより金融リテラシーが向上する。さらに当該データが様々な事業者に活用されることで、最適な金融商品の自動提案や信用スコアの高度化、ライフイベントに即したパーソナライズされたサービスの提供が期待される。また、たとえば、クレジットカードや電子マネーの決済履歴と、POS レジから取得される電子レシートなどの購買データを組み合わせることで、消費行動の詳細な分析が可能となり、利用者の嗜好やライフスタイルに応じた新たな金融商品の開発やリスクベースの保険設計など、これまでにない付加価値を持つ金融サービスの創出も促される。

現在、金融データの外部連携に用いられている代表的な技術には、スクレイピングと API 接続がある。スクレイピングは、利用者の ID・パスワードを用いて金融機関の Web サイトにログインし、画面情報を解析して取引明細や残高情報などを取得す

る技術である。多くの金融機関に対応可能であり、導入が比較的容易である一方、画面構成の変更に影響を受けやすく、情報取得の安定性に課題がある。また、ユーザー認証情報を第三者が取り扱うという点で、セキュリティ上の懸念も指摘されている。さらに、事業者側に多要素認証が導入された場合には、データの移転が困難ともなり得る。

一方、API 接続は、金融機関が接続仕様を公開し、あらかじめ契約を結んだ外部事業者が安全にシステム連携を行うことで、安定的かつ信頼性の高いデータ連携を可能とする仕組みであり、セキュリティや操作の安定性の観点で優れているため、利用者の個人情報の保護（金融情報は個人にとって重要な情報であることに鑑みればかかる情報の保護に優れていることは重視されるべきである）やデータ連携の促進においてメリットが大きい。一方で、金融機関側にとっては、初期開発にかかるコストや社内システムとの統合負担がハードルとなっている。また、各クレジットカード会社や Fintech 事業者が独自の仕様を採用している場合には、複数の接続方式に対応しなければならず、接続コストや開発負担が大きくなるといった課題もある。さらに、このような API 接続を実現するためのコストを、金融機関、サービス事業者、利用者等のステークホルダー間でどのように分担するのが公平にかなうかという問題も十分に整理されていない。加えて、このような API 接続が可能となるシステム自体のコストをどのように下げていくかについても検討の余地がある。

我が国の金融分野におけるデータ利活用は、制度整備が行われている分野もあるものの、分野間・事業者間での取組の温度差が大きく、分野横断的なデータ連携の実現には至っていない。特に銀行分野では API 整備が進んでいる一方、クレジットカードや保険などの非銀行分野では、依然としてスクレイピングに依存するケースが多く、連携の安定性やセキュリティに課題がある。

今後、国民生活に広く影響を与える準公共的性格を持つ金融分野において、セキュリティを十分に確保しながらオープンファイナンスの実現を進めていくためには、API を基礎とした横断的なデータ連携基盤を早急に確立すべきであり、これに向けた議論を抜本的に加速する必要がある。

そこで、かかる議論を民間の自主性に委ねるだけではなく、政府からは金融庁や経済産業省といった所管官庁に加え、デジタル庁や公正取引委員会、民間からは金融分野の各事業者や事業者団体、さらには消費者団体が連携し、制度設計や競争環境の整備、技術的基盤の構築を一体的に検討することが求められる。そこで、政府が主導して、このようなステークホルダーを集めた会議体等を設置し、API 接続がデータ連携に有力なツールの 1 つとして促進が必要との認識に基づき、公平なコスト負担の在り方、導入スケジュール、中小事業者への配慮等に留意しつつ、データ連携の目的、連携対象データの範囲、データの標準規格、接続仕様、API 導入コストの実態とその低減策など API 接続を用いたデータ連携を進めるための課題について議論および整理をするべきと考える。

そこで、以下を提言する。

- ・金融分野におけるデータポータビリティへの配慮など利用者起点に立ちながら、銀行に加え、クレジットカード、電子マネー、証券、保険など非銀行分野を含む分野横断的なデータ集約の仕組みを整えること。このため、まずは、関係省庁における以下の議論を進めること。内閣官房は、その結果について適切にフォローアップするとともに、デジタル庁と連携し、適切な対応を行うこと。
- ・金融庁は、家計の収支管理やライフプランの設計・点検を容易に行えるよう、預金や証券、保険、年金、電子マネーも含めた金融情報の「見える化」に向けて、金融経済教育推進機構（J-FLEC）を中心に関係省庁・関係金融団体等が議論を行う会議を設置し、個人が自身の金融資産やキャッシュフロー等の状況を容易に把握できるためのデータ集約の仕組みを整えるなどの環境整備を進めること。その際、家計の収支管理やライフプランの設計・点検を容易に行える観点からデータ連携の利用の目的や連携対象データの範囲、データの標準規格等を盛り込むことに留意し、令和 7 年度中にこれらの論点に関する議論を行うこと。
- ・経済産業省は、クレジットカード分野について、これまでのガイドラインに基づく自主的取組が長期間にわたり、十分に機能していない現状を踏まえ、API 接続を用いた電子的なデータ連携の実現に向けた課題（例えば、連携対象データの範囲、接続仕様、公平なコスト負担の在り方、導入スケジュール、導入コストの低減策、中小事業者への配慮、国民の便益と負担等）について多角的な議論を改めて行い、API 導入の努力義務等法的措置を含めた制度的対応の可否などを検討し、

令和7年度中にそれら課題への対応の方向性や工程についてとりまとめを行うこと。

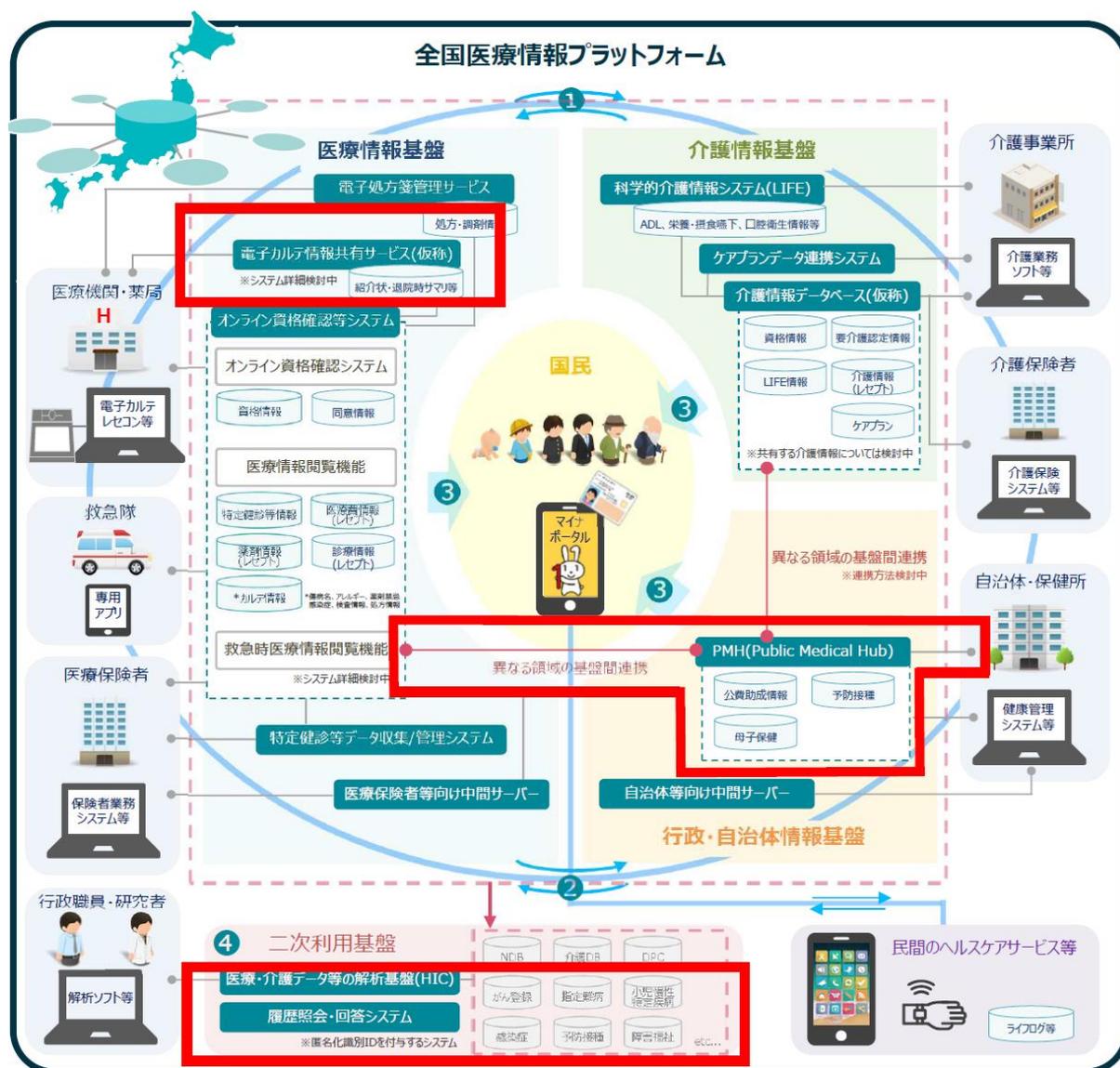
3.3 医療

我が国の医療は、少子高齢化の進展に伴い、人手不足が深刻化する中での医療従事者の確保といった課題に直面しており、医療現場の過重な業務負担も依然として深刻である。医療資源の地域間格差は、地域医療が抱えるこうした課題の深刻化に拍車をかけるものとなる。

こうした状況を打破し、持続可能で質の高い医療を提供し続けていくためには、医療データの利活用を飛躍的に進めることが不可欠である。これにより、患者自身にとって最適な医療が受けられるようになると同時に業務の効率化が可能となり、併せて2次利用により、医学研究や創薬、診療支援や疾病予測による予防医学などのイノベーションを促進し、医療の質の向上と効率的な医療の提供の両立を図ることが可能となる。

これまで政府は、電子カルテの普及、医療情報の標準化、レセプト・健診データの集約を通じたナショナルデータベース（NDB）の構築、医療・介護情報の連結・分析基盤の整備など、多方面から医療データ利活用の基盤づくりを進めてきた。2023年6月には「医療DXの推進に関する工程表」が医療DX推進本部で決定され、本決定に基づく取組も進められている。かかる工程表の下で、最終的には、医療情報基盤、介護情報基盤、行政・自治体情報基盤という異なる領域の基盤連携が進み、さらにこれによって集積されたデータが二次利用されるといったような、医療関連情報が利活用される全国医療情報プラットフォームの構築が目指されている。こうした情報基盤は、高齢者等の見守りなどの地域課題や災害対策、生成AIの活用など、様々な課題を考える上でのベースとして機能することが期待される。

図 1. 全国医療情報プラットフォームの全体像（イメージ）



しかしながら、実際の現場においては、依然として医療データの利活用を阻む構造的課題が残っている。すなわち、様々な構造的課題が残っているために、①医療機関間でのデータ連携および②医療機関内でのデータ連携のいずれもが現状においてまだ十分ではなく、今後さらに加速させる必要がある。

- ① 医療機関間のデータ連携については、例えば、医療データの利活用にあたっての一丁目一番地は、医療機関が保有する電子カルテ情報を共有できるサービスの構築と併せて、このサービスでの情報共有を可能とする標準化された電子カルテを医療機関へ普及させることである。一方で現状、電子カルテの普及率自体が一般病院で 65.6%、一般診療所で 55.0%（2023 年）に過ぎず、また、現

状の電子カルテの仕様のバラツキは医療データの共有と効果的な利活用に当たっての障壁となっており、電子カルテの普及と併せてその標準化が喫緊の課題である。医薬品や検査等のコードについても、各医療機関において、厚生労働省標準規格とは別のコードや独自コードが付与されている場合があり、データの利活用を阻む要因となっている。政府は、遅くとも 2030 年には概ねすべての医療機関で必要な患者の医療情報を共有するための電子カルテの導入を目指すとしており、これを速やかに実現するための政府による導入支援策の早期実施が求められる。

また、②医療機関内のデータ連携については、電子カルテを含む病院の情報システムについては、これまで主としてオンプレ型システムの下で病院ごとに独自のカスタマイズが行われてきた。こうした背景の下で、ベンダーロックインの状況が生まれ、人材確保や費用負担の面を含めてシステム改修に当たって病院に困難な状況が生じている。また、医療データの利活用の面からも、オンプレ型では、データの円滑な移行や生成 AI 等の最新技術や最先端のセキュリティ確保も含めたサービスを活用する上で一定の制約があるといった課題がある。さらに、このようなオンプレ型のシステムは、病院で用いる他の医療機器とのデータ接続の面で問題があり、他の医療機器のデータを基幹情報システムに移行する際に、手入力でデータを打ち込んでいるという実情もある。特に近年、最先端の臨床現場にあっては、手術用ロボット、診断用 AI の活用が標準化されつつあり、医療の質を高める上で、こうした最新の機器の活用から生み出される医療データの蓄積と利活用の環境を整備する必要がある。加えて、オンプレ型の基幹情報システムは、他の病院の基幹情報システムとの接続性が多くの場合において確保されていないと考えられ、①病院間のデータ連携の妨げともなっている。

そこで、政府としては、以上のデータ利活用上の課題を解消するために、以下のよう具体的な取組を進めるべきである。

- ・基幹情報システムのオンプレ型からパブリッククラウドへの移行（いわゆるクラウドネイティブ型への移行）を促進する。
- ・その際には、病院独自のカスタマイズを極力抑える。
- ・政府が中心となって、（パブリッククラウド型とオンプレ型のいずれについても）民間事業者と協議したうえで病院の基幹情報システムやそこで用いられるデータ

の標準仕様を定め、ベンダーロックインを排除し、病院の基幹情報システムと他のシステムや医療機器との接続性を確保する。

- ・病院が、そのような標準仕様に則った基幹情報システム、さらにはこれとの接続性が確保されているシステムや医療機器を導入することを促すようなインセンティブについて、規制的手法（医療機器等の許認可等）と補助的手法（診療報酬における考慮、補助金における条件付け等）の両面から検討し、積極的に施策の導入を進める。

こうした医療データの効果的な利活用を進めるに当たっては、共有されるデータに係る医療機関ごとの品質のバラツキを解消することが重要であり、医療機関の取組を支援するためには、医療データを正しく分析し利活用できる人材の育成・確保が必須である。こうした観点から、政府は、医療データの利活用を担うデータサイエンティストの育成にも本格的に取り組み、医療機関におけるデータ品質の向上と医療データの利活用を支援する環境整備を進めるべきである。

医療データの2次利用に関する国の取組としては、現状、NDB や介護 DB など厚生労働大臣が保有する公的データベース（公的 DB）を中心とした利活用が進められている。また、次世代医療基盤法に基づき、国の認定を受けた認定作成事業者が、公的 DB 以外の医療データを含めた情報の収集、加工、研究機関への提供を行い、研究開発を行うことができる仕組みが設けられている。さらに、現在、国会に提出されている法案では、これら公的 DB 間や次世代医療基盤法の DB を含め、有用性が高い匿名化情報の連結解析を可能とする内容等が盛り込まれている。医学研究や創薬等の2次利用を進めるためには、独立行政法人、学会、個別医療機関など様々な主体が保有する質の高い豊富な医療データが、研究者等にとって安全安心な環境の下で効率的に利活用できることが重要であり、こうした環境を実現するクラウド型の情報連携基盤の構築を着実に進める必要がある。

また、上述のような様々な主体が保有する質の高い豊富な医療データが利活用できることが理想であるが、一方で、現在の次世代医療基盤法に基づく仕組みでは、医療機関等からのデータ提供は任意であり、医療機関等がコストをかけてデータを提供するインセンティブに乏しいとの指摘もある。本年3月に発効した EU の EHDS 法では、こうした医療データへのアクセスが義務付けられていることも踏まえ、欧米のデ

ータ利活用先進国と比べて、我が国では何ができて・何ができないかを正確に明らかにした上で、今後は、公的 DB 以外の医療データについてどのような範囲のデータをどのような方法で収集・利活用できるようにするべきかについて、必要な法的措置の在り方を含め医療データの2次利用に関する全体像の検討を進めるべきである。

また、医療データの提供先については、経済安全保障の観点からも慎重な検討が必要である。現行の公的 DB 制度では「国内取扱要件」（データの提供を受ける者に対して、データの利用場所及び保管場所を国内に限る要件）が設けられているが、それだけで十分とは言い難く、海外の不適切な主体への情報流出を防ぐ観点から、データ提供の対象や管理方法について一層の精査が求められる。

そこで、以下を提言する。

- ・全国の医療機関への標準化された電子カルテを速やかに普及させるため、必要な導入支援策を検討し、実行すること。
- ・医薬品や検査等の標準コード・マスタを整備し一元的に管理する体制を構築すること。また、整備した標準コード・マスタが電子カルテや医療機器に確実に実装されるように取り組むこと。
- ・ベンダーロックインを解消し、医療機関のデータ移行を円滑化したり、基幹情報システムと他のシステム・医療機器とのデータ連携を可能にしたりするために、データ出力機能に関する標準仕様の策定を進めるとともに、その実装を確実なものとするためのインセンティブ等の仕組みを検討すること。この際、生成 AI などの新技術や様々な業務効率化アプリケーションと電子カルテシステムとの連携・接続を容易に実施できるように取り組むこと。また、オンプレ型からパブリッククラウドへの移行に向けた制度面・技術面での課題を整理し、移行支援策を講じること。
- ・医療機関におけるデータ品質の向上や標準的利活用を推進するため、医療データを分析する人材（データサイエンティスト）の育成と、医療機関への支援体制の整備を進めること。
- ・公的 DB 等の2次利用に関して、研究者等にとって安全安心な環境の下で効率的に利活用が可能となるようなクラウドの情報連携基盤を構築すること。
- ・公的 DB 以外の医療データを含めた2次利用について、個人情報保護法との関係

等を含め、全体像の検討を明確な府省庁間の役割分担と検討スケジュールの下、速やかに進めること。この際、データの収集のための一定の強制力や強いインセンティブを伴う方策を含めて必要な法的措置・財政措置の在り方についても検討を行うこと。

- ・医療データの国外流出リスクに備えるため、データ提供先に対する規制・管理の在り方を経済安全保障の観点から見直すこと。
- ・以上のようなデータ連携基盤やデータ利活用エコシステムの構築は、デジタル庁からの助言や支援も受けながら進めること。

3.4 教育

教育データの利活用は、例えば、児童生徒が自分自身の学びを振り返り、次の学びにつなげる、教職員が児童生徒の状況を把握し、効果的な学級経営や個別指導・支援につなげる、学校での情報を家庭へと繋げ、保護者との信頼の醸成へつなげる、教育委員会が学校への指導・助言や施策の改善等につなげる、国がエビデンスに基づく政策立案（EBPM）に活用するといった、様々な目的が考えられる。こうした多層的な活用を通じて、将来的に誰一人取り残すことなく、すべての子供たちの力を最大限に引き出し、社会を担う人材へと成長を促すという教育の大目的の実現に向けて、教育データの利活用は極めて重要な役割を果たす。

また、教育データの適切な利活用を進めることにより、質の高い教育の実現に加え、転校・進学時における保護者や教職員の負担の軽減といった観点からも、大きな意義を有する。

質の高い教育の実現と、転校・進学時における保護者や教職員の負担軽減を図るためには、自治体の枠を越えた教育データの利活用を可能とする仕組みが求められる。そのため、国においては、児童生徒に対する教育の質的向上の観点や自治体等の負担にも配慮しつつ、関係者の理解を得ながら、広域的なデータ連携を実現するための認証基盤の整備を進めていく必要がある。

具体的には、主体の認証やデータの真正性確保に資する既存の基盤として、G ビズ ID や JPKI（マイナンバーカード）などの活用が考えられる。まずは、本年6月に改定予定の教育データ利活用ロードマップにおいて、令和7年度から概ね5年間をかけて認証基盤を整備していくための工程表等を整理するとともに、これまでの調査研究の成果も踏まえた全国的な整備方針を明らかにすることが求められる。

あわせて、各自治体において認証基盤を円滑に導入・運用できるよう、必要な技術的・財政的支援策の検討と具体化を進めていく必要がある。

現在、様々な民間企業が、デジタル教科書・教材をはじめとした学習リソース等を開発・提供しており、学校現場においては、それらを主体的に組み合わせ、多様な学びの機会の提供が進められている。政府としても、各自治体等が実態やニーズに応じ

て様々な学習リソースを自由に活用できるよう、教育データ標準の策定や技術実証の実施、技術指針の整備等、標準化の取組を推進してきたほか、個人情報 の適正な取扱いに向けた留意点の整理・公表等も進めてきた。

こうした取組の進展により、意欲ある自治体において先進的な実践が広がっている一方で、標準規格の実装状況を含め、地域間でデジタル活用の程度に大きな差が生じている現状がある。また、将来的には、学習者自身が自らに合った学習リソース等を柔軟に組み合わせて利用できることが期待される中で、学習リソースやシステム間のさらなる標準化と相互運用性の確保が求められる。

このため、国においては、既存の標準や指針の不足点を精査した上で、その策定・更新・社会実装を一体的に推進していく必要がある。特に、学習 e ポータルについては、システムや学習リソース間の連携のハブとして一定の普及が進んでいることを踏まえ、学校現場のニーズやデータ活用の在り方に応じた更なる活用が促進されるよう、政府による適切な方向付けと支援が求められる。

民間の学習 e ポータルについては、特定の事業者のポータルを選択した場合に利用可能な学習リソースが制限されることによって、自治体等の選択肢が狭まりかねないとの懸念がある。また、実質的な寡占状態の中で、学習 e ポータル事業者が学習リソースとの取引価格等をコントロールしやすい構造が指摘されており、健全な競争環境の確保が課題となっている。

こうした状況を是正し、ベンダーロックインの回避や、特定の事業者に過度な負担が集中することのない公平な市場環境を構築するため、国においては、既存の指針の改定に加え、指針への適合性を確認・評価する仕組みの整備を進める必要がある。

まず、標準や指針への適合性について、事業者によるセルフチェックの仕組みを令和 7 年度中を目指して導入するとともに、令和 9 年度までを目途として、第三者機関による適合性認証の仕組みを開始できるよう、その在り方や実現方策、具体的な工程の検討を進めることが求められる。

加えて、学習 e ポータルを含む学習リソース等の取引価格の設定に関しては、民間の企業活動における合理的な判断や市場での契約関係を尊重しつつも、価格が適正に形成されるよう、指針の適合性認証の仕組みを構築する。

さらに、学習 e ポータルと学習リソースの接続にあたっての適切な取引の担保に向けて、独占禁止法の観点も意識しつつ公正取引委員会とも協力しながら取引の状況や価格に関する実態調査を行い、競争政策上、不適切な行為が行われている恐れがある場合には、国として、独占禁止法に基づく措置も含めて是正に向けた施策を講じること等を通じ、特定の事業者の排除や不適切な価格の取引が生じないように、必要な対応を行うことが必要である。

こうした仕組みにより、学習環境の充実に向けて、自治体等が実態やニーズに応じて学習リソースを自由に選択できるようにするとともに、民間企業が持続的にビジネスを展開可能な、公平で健全な競争環境を確保していくことが重要である。

各自治体が効果的に教育データの利活用を進めていくためには、国による適切な伴走支援も不可欠である。教育委員会が教育データを活用しやすくするため、実証事業を通じた先行事例の創出やその横展開、教育データに関する理解を深めるための説明会・研修の実施など、具体的な取組が進められている。

今後も、こうした取組を継続的に実施するとともに、必要に応じてアドバイザー派遣などの人的支援も行うことで、各自治体における取組の着実な推進と、現場の実情に即した対応を後押ししていくことが求められる。

あわせて、教育委員会や教職員等を対象とした教育データの利活用に関するリテラシー向上の取組を引き続き推進し、データの適切な理解と運用能力の底上げを図ることが重要である。

ただし、教育データには、未成年である児童生徒に関する情報が多く含まれており、その利活用に当たっては、保護者等の関係者の理解と納得感が前提となる。そのため、安全・安心と教育データの利活用を両立させる観点から、個人情報の適正な取扱いが不可欠である。

政府においては、これまで、教育委員会や学校が児童生徒の個人情報を取り扱う際の留意点の整理や、実態把握の取組を進めてきた。今後は、個人情報保護法の3年ごとの見直しや、教育データの利活用の進展により生じる新たな課題・論点を踏まえ、これらの留意点をアップデートするとともに、周知・徹底を引き続き強化していくことが必要である。

特に、認証基盤の整備を含む今後のデジタル学習基盤の構築や、それに基づく教育データの利活用の推進にあたっては、個人情報やプライバシー保護の観点からの政策的整合性が求められる。そのため、デジタル庁および文部科学省は、個人情報保護委員会に対して早期に助言を求めるとともに、個人情報保護委員会においても、かかる政策目的の実現に資する建設的な助言および支援を行うことが期待される。

以上のように、教育データの利活用は、現場における指導や支援の質の向上、学習者の学びの充実といった多層的な価値を持つが、それに加えて、政策レベルでの科学的な意思決定、すなわち EBPM の推進という観点からも重要である。現在は幼児教育から初等・中等教育、高等教育までの教育段階ごとにデータを所管する主体が異なるため、EBPM のためのデータの一貫した活用や継続的な追跡が困難となっている。教育の質的向上や生涯にわたる学習成果の評価等を効果的に行うためにも、データの標準化や管理の在り方をはじめとして、教育段階を越えたデータ連携に向けた環境整備を図っていくことが求められる。

以上を踏まえ、以下を提言する。

- ・教育データ利活用の意義や必要性、有用性について、児童生徒、保護者、教職員、自治体、事業者などの関係者の間で共通認識を醸成するため、先行事例の可視化・発信、説明会や研修の実施、リテラシー向上支援を通じて、現場における納得感と理解の広がりを図ること。
- ・質の高い教育の実現や転校・進学時の負担軽減に資するよう、自治体を越えた安全・安心な教育データの連携を可能とする認証基盤について、G ビズ ID や JPKI 等の既存基盤の活用を前提に、工程表の策定、全国的な整備方針の提示、自治体への導入支援等を含めて早急に検討・整備を進めること。
- ・自治体等が実態やニーズに応じて学習リソース等を柔軟に選択・組み合わせることができるよう、教育データ標準や技術指針等の策定・改訂・社会実装（標準や指針への適合性確認の仕組みの整備を含む）を一体的に推進すること。
- ・特に、学習 e ポータルについては、指針の適合性のセルフチェックに関する仕組みを令和 7 年度中を目指して導入するとともに、第三者認証の仕組みを令和 9 年度までに導入すること。そのうえで、学習 e ポータルを提供する事業者と学習リ

ソースを提供する事業者の間の価格設定を含む取引が適切なものとなるよう必要に応じて調査を行い、反競争的行為が認められる場合には独占禁止法に基づく措置も含めて必要な対応を行うこと。

- ・自治体における教育データ利活用の推進に向けて、教育委員会を中心とした実証事業・先進事例の横展開、アドバイザー派遣、説明会・研修等による人材支援を通じ、きめ細やかな伴走支援を継続・強化すること。
- ・教育データの利活用に当たり、安全・安心との両立を徹底し、特に個人情報の適正な取扱いと保護者等の関係者の理解の確保に向けて、留意点の継続的な更新・周知を図ること。あわせて、個人情報やプライバシー保護と政策目的の調和を図るため、個人情報保護委員会と連携し、建設的な助言を得ながら制度設計を進めること。
- ・EBPMの観点から、教育の質的向上や生涯にわたる学習成果の評価等を効果的に行うため、教育段階を越えたデータ連携に向けた環境整備を図っていくこと。
- ・文部科学省及びデジタル庁は、上記の標準化・相互運用性確保に向けた取組や認証基盤の整備を含め、教育データ利活用を全国的に促進すること。また、自治体の取組を支援していく上で、文部科学省による児童生徒に対する教育の質的向上等の観点も踏まえた検討、デジタル庁による技術的・制度的支援および関与など綿密に連携を行うこと。

3.5 農業（農林水産省）

農業分野の DX（デジタルトランスフォーメーション）の実現なくして、日本の建設的かつ持続可能な農業の未来はない。このような危機感のもと、政府はこれまでも WAGRI（農業データ連携基盤）²の整備をはじめ、各種の農業データの収集・利活用の仕組みづくりを進めてきた。また、農林水産省は他府省に先駆けて、所管する 3,000 を超える行政手続をオンラインで完結させる eMAFF（農林水産省共通申請サービス）を構築し、豊富な行政データを政策の企画立案や申請者自らの経営に活用できる環境をいち早く整備してきた。加えて、eMAFF と連動した eMAFF 地図（農林水産省地理情報共通管理システム）による農地情報のデジタル化や農研機構を中心とした研究データの公開など、多面的な取組が進行している。しかしながら、データの利便性や相互運用性の確保、実際の現場ニーズへの対応といった観点からは、制度面・技術面・運用面でなお多くの課題が残されている。

まず、農業現場における具体的なデータニーズを的確に把握し、政策や基盤整備に反映する仕組みが不可欠である。たとえば、作付け・育成管理・収穫、気象、病害虫被害、土壌状況・遮熱状況といった生産に直結する情報に対して、地域や作物ごとの多様なニーズが存在しており、そうした多層的な要請に即したデータ設計が求められている。また、eMAFF や eMAFF 地図が農業現場の DX を実現するための先行投資であったものの、オンライン申請になじみにくい手続きが依然として多いこと等から紙ベースでの管理が多く残る現状がある。このため、農地情報を始めとする各種データの電子化および行政手続におけるデジタル提出の促進を図るべきである。

WAGRI については、農業データの中核的基盤としての役割が期待されている一方で、その利用拡大と利便性の向上に向けた具体的な改善が急務である。現在、利用料の引き下げを含む制度改善が進められているが、これに加えて eMAFF で収集されたデータとの連携や、ユーザー側のニーズに応じたデータ収集の強化、さらには民間事業者が保有するスマート農業関連のデータの充実といった施策が求められる。特に、

² 農業の担い手がデータを使って生産性向上や経営改善に挑戦できる環境を生み出すために構築された、データ連携・共有・提供機能を有するプラットフォーム。2025 年 3 月現在、116 の民間事業者等が利用。現在、新 WAGRI に移行中であり、2026 年度から完全移行予定。

補助金政策との連動により、民間データの提供をインセンティブ化することは、重要な一手となる。

さらに、WAGRI と民間システムや都道府県等の独自の農業データ基盤との接続性を確保することも不可欠である。こうした接続モデルを国が示すとともに、他のデータ基盤との相互運用性を担保するため、デジタル庁など関係機関からの技術的助言を得ながら、WAGRI の機能改善を継続的に行うべきである。データ基盤が縦割りのまま分断されることを防ぎ、現場の農業従事者や関連事業者がワンストップでデータにアクセス・活用できる環境を整えることが、真の意味でのスマート農業の実現には不可欠である。

農研機構や都道府県、アカデミアが保有する研究・実証データの相互活用も、今後のデータ利活用の鍵となる。たとえば、品種改良や農業技術開発に関するデータについては、農研機構の主導のもと、標準的な形式で整備し、民間事業者や研究機関が広くアクセスできる体制を構築することが求められる。さらに、都道府県が持つローカルな栽培履歴や環境情報などと、国が保有するデータを統合的に活用できるようにすることで、地域農業の高度化と効率化を後押しすることができる。

さらに、農業分野におけるデータ利活用の基盤として、ハード面の技術開発や実証の加速も不可欠である。特に、スマート農業機器の導入や精密農業の実現には、現場での実証実験を通じたフィードバックの蓄積が不可欠であり、そのための柔軟な制度設計が必要となる。たとえば、東日本大震災からの復興過程にある福島県の被災地を活用し、規制緩和のもとで先進的な技術の実証実験を集中的に行うといった、新たなフィールドの活用を視野に入れるとともに、広大な農地と多様な作物を有し、先進的な農業技術の導入が進む北海道についても、地域特性を活かしたデータ実証や制度実験のフィールドとしても活用すべきである。

そこで、以下を提言する。

- ・ WAGRI を中心的な農業データ連携基盤として位置づけたうえで、農業現場の多様なニーズを的確に把握し、作物・地域ごとの特性に応じたデータ設計と収集、

活用方針について更に推し進めること。

- ・ WAGRI と eMAFF や民間が保有するデータとの連携を進め、利便性と活用価値を高めること。
- ・ 紙ベースでの農地情報等の取扱いや非効率な行政手続の見直しを行いながら、eMAFF や eMAFF 地図の農業 DX 実現に向けた意義の浸透と利用の促進を促す取組を強力に進めること。
- ・ スマート農業関連の補助金交付との連携等により、民間データの提供を促すインセンティブを設計すること（たとえば、スマート農業機器関連の補助金交付の条件として、当該スマート農業機器から取得されるデータの提供を求めること）。
- ・ WAGRI と民間システムや都道府県の農業データ基盤との接続モデルを国が明示し、他の基盤との相互運用性確保に向けてデジタル庁等の専門的支援を受けること。
- ・ 農研機構・都道府県・アカデミアが保有する研究・実証データを標準化し、広範な利活用を可能とする体制を構築すること。
- ・ 福島や北海道などの地域特性を活かし、規制緩和の下で先進技術の実証実験を行うための制度的・予算的支援を行うこと。

3.6 建設

建設分野は、担い手確保、生産性の低迷、災害の激甚化、社会資本の老朽化といった構造的課題に直面しているところ、このような課題に対応、建設分野の持続可能性を確保するためには、DX をさらに強力に推進することによって、省人化や生産性向上、働き方改革、安全性の確保を同時に実現することが必要不可欠である。

建設分野においては、これまで ICT 活用の推進を柱とした取組が進められてきた。特に国土交通省では、測量から設計、施工、維持管理までを通じたプロセス全体をデジタル化する i-Construction を進め、ICT 施工や BIM/CIM (Building/Construction Information Modeling, Management) の導入が図られており、2024 年度から i-Construction 2.0 として現場全体のオートメーション化を目指す政策が展開されている。

このような取組によって、国発注の土木工事における ICT 施工率は 2023 年度時点で 87% と高水準に達した。ただし、現行制度では一部の工程に ICT を活用すれば ICT 施工と認定されるなど、個々の作業の効率化にとどまっている場合もあり、その基準は相対的に緩やかである。この結果、個々の作業の過程で取得されたデータが工程全体で十分に活用されていないという問題も生じている。一方で、地方自治体発注の工事については、特に市町村における発注者・受注者双方のデジタル能力の不足から、DX が十分に進展していない状況にある。また、民間事業者の側から見たときに、今後国を含めた発注者がどこまでどのように建設分野の DX を進めるかが必ずしも明確ではないため、DX に対する思い切った投資に踏み切れないという状況が生じている可能性がある。

そこで、まず、政府として、今後、建設分野における DX を強力に推進するというコミットメントを明確に示し、民間事業者の DX 投資等の対応を促していく必要がある。具体的には、国発注の工事については、収集されたデータを活用し、個々の作業の効率化だけでなく建設現場全体の効率化を求める「ICT 施工 Stage II」への移行を加速させる必要がある。

このような全面的なデジタル化を支える基盤として、個々のプロセスで異なる機械・システムを API 等で連携させる共通データ連携基盤の整備が求められる。現状においては、異なる建機・測量機器メーカーの機械・システムを使用した場合に相互のデータ連携に課題があり、全体の効率化に困難が生じる場合がある。そこで、国土交通省が主要建機メーカー等と協議し、協調領域を定めたうえで標準化を推進することで、建設現場全体で利用可能なオープンな基盤の整備を実現する必要がある。さらに、デジタル庁と連携し、他分野との接続性も見据えた設計を進めるべきである。

このデータ連携基盤の整備にあたっては、開発スピードを加速するため、明確な開発期限の設定、予算措置、人材確保が不可欠である。また、データ連携基盤の整備完了前であっても、「ICT 施工」と認定するための要件を厳格化し、できる限り多くの個別プロセス（測量、施工、ダンプ運行など）で ICT 技術の導入を求めることで、現場レベルの DX を促すことができる。その際、高度な ICT 化を要求することによるコストの増大分について、発注予算額のなかで考慮するための必要な予算額の確保に努める。

これらの取り組みは土木分野にとどまらず、専門職種による作業工程が多く複雑な施工を伴う建築分野にも拡張すべきである。BIM/CIM の適用を含め、建築現場でもプロセス全体のデジタル化が進むことで、生産性や品質、環境性能の向上が期待される。

加えて、官民が所有・管理する地上・地下に関するデータ等、収集されたデータについては、国が一元的に管理し、他の公共データと連携させながら、災害対応・老朽インフラの維持管理等への二次利用を進めるべきである。国土交通省が推進する国土交通データプラットフォーム等の取り組みを拡大し、民間への開放を通じて新たなサービス創出にもつなげていくことが重要である。地方自治体が保有するデータも統合の対象とし、最終的には「国土情報の総デジタル化」を視野に入れた取組を進める必要がある。

地方自治体は、個々の工事現場が比較的小さく高度な ICT 化が難しい面があるもの

の、まずは比較的デジタル対応能力の高い都道府県から国の取組に準じた ICT 施工の推進を求め、測量データの電子提出を原則とするなど、制度・運用の統一化を図るべきである。また、現場の事業を担う民間企業への支援も検討されるべきである。

市町村については、発注者・受注者双方のデジタル能力の強化が課題であり、国や県による技術者派遣、複数市町村を束ねる群マネジメントの仕組み、他自治体のベストプラクティスの共有などを通じて支援体制を構築する必要がある。

最後に、建設工事に関連する各種データと国土交通省が保有する他のインフラ・防災・交通データとの連携を進め、部局横断・分野横断でのデータ活用を通じて、より迅速かつ高度な行政対応・政策形成を可能とする基盤整備を進めることが求められる。

そこで、以下を提言する。

- ・建設分野における DX を強力に推進するというコミットメントを明確に示し、民間事業者の DX 投資等の対応を促すこと
- ・i-Construction 2.0 への移行を加速し、測量・設計・施工・維持管理を含むプロセス全体のデジタル化及びデータの活用を進めること。
- ・各プロセスで用いられる異なる機器・システムの API 連携を可能とする共通データ連携基盤を、国土交通省主導で開発すること。
- ・かかるデータ連携基盤の開発にあたっては、建機メーカー、測量機器メーカー、建設用資機材メーカー等との協議に基づき共通仕様を定めるとともに、他分野との接続性を確保する観点からデジタル庁と連携すること。
- ・遅くとも令和 10 年度までに同基盤を整備できるよう、必要な予算と人材を確保すること。
- ・データ連携基盤の整備完了前であっても、「ICT 施工」と認定するための要件を厳格化し、できる限り多くの個別プロセス（測量、施工、ダンプ運行等）で ICT 技術の導入すること（その際、コストの増大分について、発注予算額のなかで考慮するための必要な予算額の確保に努めること）。
- ・土木分野にとどまらず、BIM/CIM 等を適用しながら建築分野にもデジタル化の

取組を拡大すること。

- ・ i-Construction 等により取得されたデータを国が一元管理し、公共利用・災害対応・老朽化対策・民間活用など多目的に二次利用する仕組みを整備すること。
- ・ 地方自治体への支援として、都道府県発注工事から段階的に国の DX に関する基準を適用するため、現場の事業を担う民間企業も含め必要な支援を講じること。
- ・ 市町村のデジタル能力を強化するため、国・都道府県による技術者派遣、群マネジメント体制の構築、ベストプラクティスの共有を促進すること。
- ・ 官民が所有・管理する構造物・土地・施設等に関するデータ（地上・地下を含む）一元的に管理し、災害対応・老朽インフラの維持・更新等に利活用すること。
- ・ 建設工事に関連する各種データと、国土交通省が保有する他のインフラ・防災・交通データとの連携を進めること。

3.7 小括

これまで見てきたとおり、各分野におけるデータ利活用は、それぞれ固有の課題やニーズを抱えつつも、社会全体の効率性向上や利便性改善にとどまらず、日本の国際競争力強化にも直結する重要なテーマである。今後は、金融、医療、教育、農業、建設といった個別重点分野に加え、公共・準公共分野、さらには製造業など幅広い産業分野を対象として、データ利活用の仕組みを体系的に整理し、国際的なデータ連携も視野に入れながら、データ連携システムを戦略的かつ横断的に推進することが求められる。

このような展開を着実に実現するために、第2章で述べたデジタル庁の司令塔機能の強化と関連省庁の体制整備、トラストの確保、個人情報保護制度のアップデート等の施策も重要になる。

こうした取組を持続的かつ着実に進めることにより、国民がその利便性や効果を実感できるデータ利活用社会の実現を目指していかなければならない。そこで、取組の着実な進展を確保するために、本戦略の各提言について、デジタル社会推進本部において、定期的にそれぞれの進捗状況をレビューするべきである。

そこで、以下を提言する。

- ・本戦略で記載した各提言については、デジタル社会推進本部において、定期的にそれぞれの進捗状況をレビューし、今後の取組方針について議論する。

第4章 データ連携を促進するための包括的な法制度の必要性

4.1 考え方

議員立法として制定された官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号）は、2016 年 12 月の成立から約 9 年が経過した。この法律は、行政機関や民間企業が保有するデータの積極的な活用を通じて、国民生活の利便性向上や新たなビジネス創出を目指すものである。しかし、これまでの 9 年間を振り返ると、日本が真にデータを有効活用できる社会を構築できたのか、またそのための環境整備が十分になされたのかについては、改めて評価が求められる状況にある。また、欧米・中国等がデータの利活用によって、自国・自地域優位を目指す動向を注視すると、我が国においても、データ利活用の制度設計について見直すことが急務となっている。

官民データ活用推進基本法は、データの円滑な流通と利活用を促進するための基本的な枠組みを定めた法律であり、その主な目的は以下の通りである。

- 公共データの活用による国民生活の利便性向上と行政の効率化
- 民間データの活用促進を通じた新たなビジネス創出および経済発展
- データ活用施策の総合的かつ効果的な推進体制の整備

この法律に基づき、政府は「官民データ活用推進基本計画」を策定し、各省庁や地方公共団体との連携を図りつつ、さまざまな施策を推進してきた。具体的には、データ流通環境の整備や行政手続きのオンライン化などが挙げられる。

しかし、スイスの国際経営開発研究所（IMD）が 2024 年に発表した世界デジタル競争力ランキングにおいて、日本は 67 カ国中 31 位と主要先進国の中でも低位にとどまっている。同ランキングは各国のデジタル競争力を「知識」「技術」「将来への備え」の 3 つの主要要素で評価しているが、日本は特に「知識」分野において深刻な課題を抱えており、デジタル人材の国際的な経験不足や企業におけるビッグデータ活用の遅れが指摘されている。また、「将来への備え」の要素でも日本は 38 位と低迷しており、中でも企業の俊敏性（アジリティ）は 67 位と最下位に位置付けられている。これらの結果は、日本がデータ利活用に不可欠な人材育成や企業のデジタル対応能力、将来のデジタル変革に向けた適応力の面で大きな課題を抱えていることを明らかに

している。

一方、海外では欧州連合（EU）が個人情報保護法制である一般データ保護規制（GDPR）と統合的な形でデータ関連法（Data Act、Digital Markets Act、Digital Services Act など）を相次いで成立させ、データの共有・分析・加工や連携基盤整備を制度的に推進している。これにより、新産業の創出や公共サービスの高度化を実現しつつあり、2030年頃には、一定の環境が整備されるのは明白である。

日本では、こうした包括的なデータ利活用を推進する制度的枠組みが未だ不十分であり、個人情報保護に関する規制に比べて利活用促進のための体系的ルールが不足している。この課題を克服するためには、データ保護と利活用を対立的に捉えるのではなく、両者が共存・両立する枠組みとして捉え、明確な制度整備を行う必要がある。

4.2 内容となり得る要素

4.1の問題意識を背景として、過去の反省、我が国にとって真に必要な項目について洗い出したうえで、包括的な法制度を整備することが望ましい。なお、具体的な法整備の方法としては、官民データ利活用促進基本法を大幅に改正する選択肢が考えられる。

まず、法の目的として、データに関する個人の権利利益を十分に保護しつつ、国民の便益に資する形でデータの利活用を促進することを明確に打ち出すことが考えられる。例えば、自身が生成するデータへのアクセスを確保し、当該データの処理による不当な取扱いを防止するとともに、データの活用・流通を促進させることを通じて、データが生み出す価値を増進し、そのもたらす便益を国民が享受し、社会を発展させることを法の目的とすることがあり得るように思われる。

さらに、デジタル社会推進本部において重ねた議論を踏まえると、次のような項目が法制化の検討の対象となる項目として考えられる。

- ✓ データの定義（あらゆる事実等のデジタル表現を広く含む旨のデータの定義）
- ✓ 個人データ/非個人データの区分の明確化（データから個人情報を除いたものを非個人データとする。このような定義を明らかにすることで、個別法で様々

- なデータの定義が用いられることをあらかじめ防止する)
- ✓ 個人情報保護法の規律の原則的尊重（データの活用・流通促進は、原則として個人情報の規律の範囲内であるべきこと）
 - ◇ 一方で技術や社会に応じた個人情報保護法のアップデートの必要
 - ◇ 個人情報保護法の規律を適用した場合に不都合が生じる場面においては、特別法を制定することによる分野の特性に応じた柔軟な対応
 - ✓ 政府内の各省庁の役割分担と責務（各省庁は、個々の所管事業におけるデータ連携システムの構築を促進する。デジタル庁は、データ連携システムの構築について司令塔機能を果たす。デジタル庁と各省庁はデータ連携システムの構築について協力する。デジタル庁は、各省庁に対して、分野横断的観点から、データ連携システム構築の手法について助言や支援を行う。）
 - ✓ 事業者自身の保有するデータを活用する努力義務（法律の強制までは求め難い一方で、事業者の創意工夫を促すことの規律を設けることで、様々な政策的介入の一つの根拠とする）
 - ✓ 経済安保的な視点（一般的なデータローカライゼーションは避ける一方で、相手国のガバメントアクセスの有無も考慮して、危険な国・主体に渡らないような措置を確保する。この際には、相互主義の視点も入れる。）
 - ✓ データの標準化・データの構造化
 - ✓ （特定の分野において必要があれば）スイッチング・データ開放の推進
 - ✓ モジュール間の相互運用性の確保
 - ✓ 「トラスト」の確保やトラストサービスに関する基本的な考え方整理
 - ✓ 事業者の収集したデータの違法・不当な取り扱いの禁止
 - ✓ データ連携システム構築に対する事業者の協力義務（国が事業者を巻き込んでデータ連携システム構築に関する協議を行おうとする場合の、協力要請の根拠を定める）
 - ✓ データ連携に関するアジャイルで明確な対応を確保するために、国が参照できるガイダンスや契約を適時適切に定めることの義務
 - ✓ 問題が起こったときの責任
 - ✓ 信頼できる事業者を認証する手法の活用

- ✓ データ利活用にあたり、不当な独占が生じない仕組み
- ✓ 適正な利用料の設定の仕組み
- ✓ 公的機関（国・地方公共団体）の保有するデータの活用・流通促進（現行のオープンデータ基本方針の規律と運用で十分か検討のうえ、必要に応じて、この項目についても法制に組み込んでいくことも検討することが考えられる）
- ✓ データの活用・流通を促進するためのさらなる仕組みとして、例えばデータ仲介事業者の整備に向けた検討（データ流通の促進にとって、データ仲介事業者が重要な役割を果たす可能性があることについては認識されているものの、制度の在り方についての理論的背景や実際の成功例については未知のところも多く、具体的な制度を規定するのは難しい。一方で、データ仲介事業者の活用も含め、さらなるデータ他の活用・流通を促進するための仕組みの検討について規定しておくことは考えられる。）
- ✓ 中小事業者への配慮
- ✓ 公的な必要性が高い場面（パンデミック、災害時等）での事業者の保有するデータの政府への開放

4.3 検討の方向性

以上を踏まえ、以下を提言する。

- ・ 今後の検討に当たっては、データに関する個人の権利利益を十分に保護しつつ、国民の便益に資する形でデータの利活用を促進することを目的として、官民データ活用推進基本法の大規模な改正について検討すること。
- ・ 強制力を伴うハードローと、ガイドラインなど自主的な対応を促すソフトローを効果的に組み合わせることにより、柔軟かつ実効性のある枠組みを構築すること。
- ・ 法整備の手段として、政府提出法案に加え議員立法による検討も選択肢から排除することなく、幅広い観点から早急に議論を深め、次期通常国会を念頭に、実効性のある法案提出に向けて政官民が一体となって早急に具体的に取り組むこと。

デジタル社会推進本部（データ戦略関連）

開催実績（令和6年12月以降）

No	日程	議題	発表者
2025年			
1	令和6年 12月6日	産業データスペースの構築に向けて データガバナンス戦略の推進について	<ul style="list-style-type: none"> ・東原 敏昭 日本経済団体連合会 副会長 ・澤田 純 日本経済団体連合会 副会長 ・谷脇 康彦 デジタル政策フォーラム 代表幹事
2	令和7年 1月30日	海外法制に関するヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・石川 智也 西村あさひ法律事務所パート ナー弁護士 ・内閣官房デジタル行財政改革会議事務局
3	2月7日	準公共分野におけるデータ利活用の 考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・落合 孝文 渥美坂井法律事務所・外国 法共同事業プロトタイプ政策研究所所 長・シニアパートナー弁護士 ・越塚 登 東京大学大学院情報学環教 授 ・デジタル庁
4	2月13日	金融分野	<ul style="list-style-type: none"> ・横田 健一株式会社ウェルスペント代 表取締役 ・瀧 俊雄一般社団法人電子決済等代 行事業者協会代表理事 ・一般社団法人データ社会推進協議会 ・金融庁 ・経済産業省
5	2月20日	産業分野	<ul style="list-style-type: none"> ・経済産業省 ・江崎 浩東京大学情報理工学系研究科 教授 ・Markus Kraemer・小寺健夫 Catena X 国際化委員会日本有識者グループ
6	3月6日	教育分野	<ul style="list-style-type: none"> ・中室 牧子 慶應義塾大学総合政策学部 教授 ・讃井 康智 ライフイズテック株式会社 取締役、最高 AI 教育責任者（CEAIO） ・宮崎 翔太 日本マイクロソフト株式会 社 ・小池 義則 一般社団法人こども DX 推進協会代表理事 ・文部科学省
7	3月11日	医療分野	<ul style="list-style-type: none"> ・森田 朗 次世代基盤政策研究所所長・ 代表理事

			<ul style="list-style-type: none"> ・山崎 邦利 株式会社アイエクス代表取締役 ・佐竹 晃太 キュアアップ 代表取締役社長 ・内閣府健康・医療戦略推進事務局 ・厚生労働省
8	3月18日	農業分野	<ul style="list-style-type: none"> ・三輪 泰史 日本総研創発戦略センターチーフスペシャリスト ・野口 伸 北海道大学大学院農学研究院 研究院長 ・飯田 聡 株式会社クボタ特別技術顧問 ・農林水産省
9	3月27日	建設分野	<ul style="list-style-type: none"> ・吉田 剛 株式会社トプコン執行役員／スマートインフラ事業本部副長 ・四家 千佳史 株式会社小松製作所執行役員／スマートコンストラクション推進本部長 ・岡村 真史 新日本建工 株式会社 代表取締役社長 ・国土交通省
10	4月2日	AI 分野	<ul style="list-style-type: none"> ・羽深 宏樹 スマートガバナンス株式会社代表取締役 CEO/京都大学法学研究科特任教授、弁護士（日本・NY 州） ・竹内 優志 ディリーバ株式会社 代表取締役 ・中尾 豊 株式会社カケハシ代表取締役社長 ・竹之内 隆夫 プライバシーテック協会
11	4月17日	団体ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・日本経済団体連合会 ・デジタル政策フォーラム ・一般社団法人データ社会推進協議会 ・一般社団法人デジタルトラスト協議会